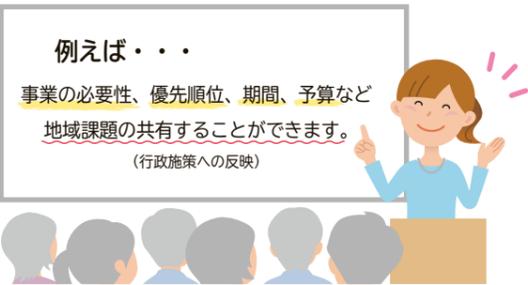


## 地域計画には「地域の声」を反映します（5条1項）

### 地域の声や地域の課題を整理して、地域計画を策定（更新）しましょう

地域計画 …… 地域の将来像を描き、その実現に向けてその具体的な内容を記したものです。  
 地域計画を立てることで ……

✿ 地域課題が地域にお住まいの方に  
 分かりやすく見える化されます



✿ 地域計画をつくる（見直す）ときは・・・

住民自治協議会の活動に参加する、できるだけ**たくさん**の意見を聴くことが大切です。  
 それらの意見を整理して、概ね5年を目途に今必要なことは何かを整理していきましょう。  
 参加しやすい組織づくりが大切です。幅広く住民の意見を聴いてみましょう。



## 地域のリーダーを育てよう（5条2項）

地域を支えていくリーダーの存在は大きいものです。住民一人ひとりが特技を生かし、役割を担うことで組織内でリーダーを「ゆっくり」と増やして行きましょう。

### リーダーって

- 話が上手な人、事務作業が早い人、地域の歴史に詳しい人
- それぞれの得意分野を生かしてもらおう
- 社会での経験を生かしてもらおう
- 若者の発信力を地域に生かす（SNS）



## 情報紙等で積極的に情報を発信して行こう

住民組織のスローガン（理念や目標）、事業活動を情報発信していくことで、地域での活動を浸透して行こう！  
 みんなで考える、みんなの住民自治協議会へ。

- 広報紙などを作成して、地域へ情報を発信しましょう。
- 地域の目標（ビジョン）を明確に共有しましょう！



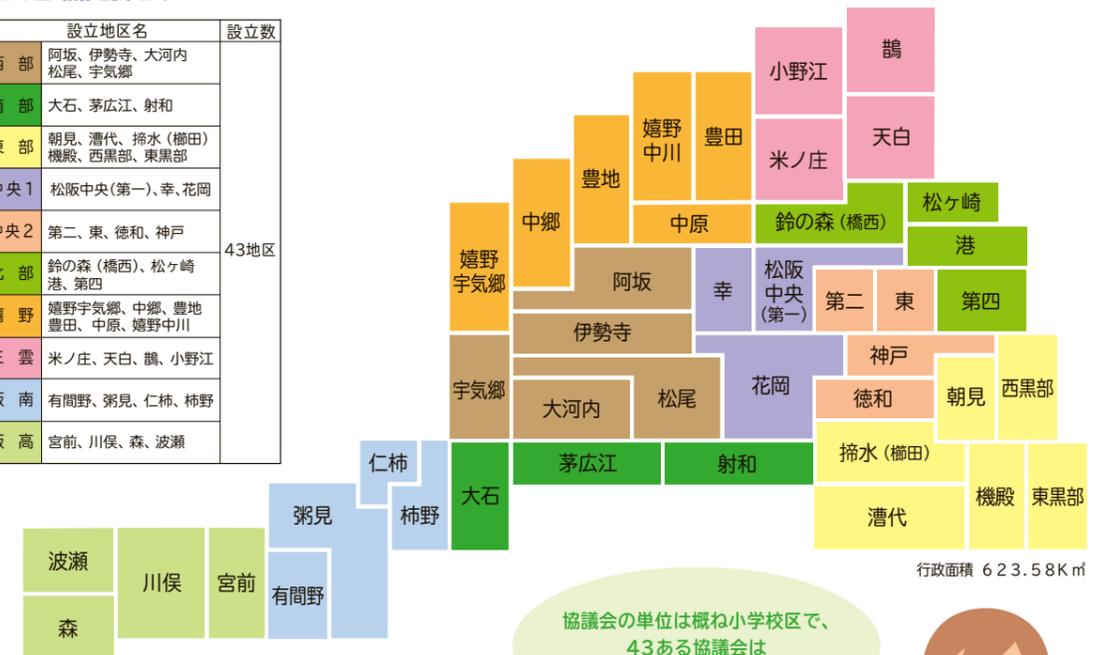
# 住民自治協議会での活動が始まります

## 新しい住民自治を担う「住民自治協議会」って何？

住民自治協議会は、住民協議会設立時から住民協議会のあり方や運営等の課題の解消に向け、松阪市におけるより良い住民自治の在り方を協議してきた結果、生まれた**新しい地域づくり組織**です。  
 令和3年4月に施行の「松阪市地域づくり組織条例」では、住民自治協議会と松阪市住民自治協議会連合会が中心的な地域づくり組織として位置づけられています。

## 住民自治協議会エリア（図示）

| No. | 設立地区名                     | 設立数  |
|-----|---------------------------|------|
| 1   | 西部 阿坂、伊勢寺、大河内、松尾、宇気郷      | 43地区 |
| 2   | 南部 大石、茅広江、射和              |      |
| 3   | 東部 朝見、漕代、掃水（櫛田）機殿、西黒部、東黒部 |      |
| 4   | 中央1 松阪中央（第一）、幸、花岡         |      |
| 5   | 中央2 第二、東、徳和、神戸            |      |
| 6   | 北部 鈴の森（橋西）、松ヶ崎、港、第四       |      |
| 7   | 嬉野 嬉野宇気郷、中郷、豊地、豊田、中原、嬉野中川 |      |
| 8   | 三雲 米ノ庄、天白、鵜、小野江           |      |
| 9   | 飯南 有間野、粥見、仁柿、柿野           |      |
| 10  | 飯高 宮前、川俣、森、波瀬             |      |



行政面積 623.58km<sup>2</sup>

## 一本化の協議で整理された主なもの

### 行政窓口の一本化

松阪市住民協議会条例制定時に課題とされた行政と地域との関係性（住民協議会と地区自治会連合会）の関係が整理されました。

### 組織体制の確立

全ての住民自治協議会で構成する松阪市住民自治協議会連合会が設置され、地域づくり組織の体制が確立しました。

### 役割の明文化

条例や基本協定で住民自治協議会、松阪市住民自治協議会連合会、市の役割を明文化しました。基本協定書では、地域づくりに関して、それぞれの役割などについて、取り決めてあります。



## 住民自治協議会と住民協議会は何が違うの？

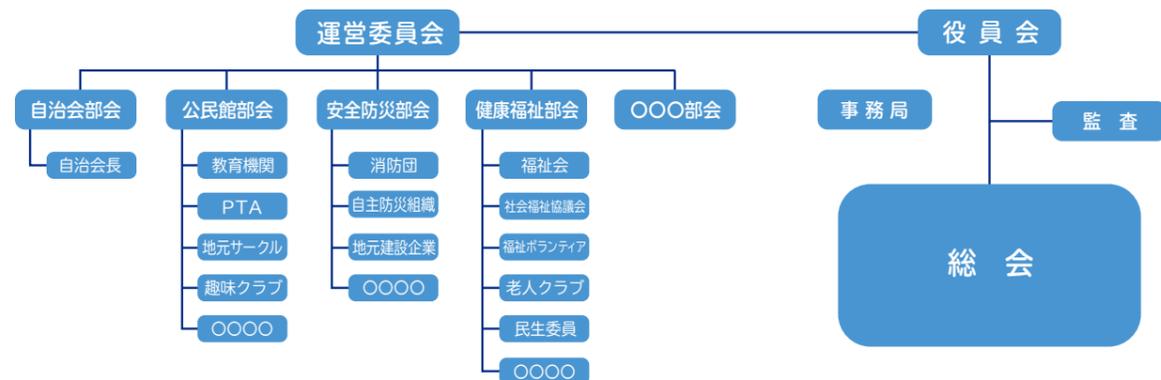
|               | 住民自治協議会 | 住民協議会 |
|---------------|---------|-------|
| ① 条例へ自治会を明記   | あり      | なし    |
| ② 自治会部会の設置 ※1 | 必置      | 任意    |
| ③ 連合会組織の設置    | あり      | なし    |
| ④ 地域計画の策定 ※2  | 強       | 弱     |
| ⑤ 公民館部会の設置 ※3 | 必置      | 任意    |
| ⑥ 基本協定の締結     | あり      | なし    |

※1 条例には住民自治協議会の構成に自治会の名称が明記され、住民自治協議会には自治会部会が設置されます。単位自治会の活動が大きく変わることはありません。

※2 地域計画の策定を明確に規定しています。

※3 地区公民館活動は地域づくりで共通する部分が多いことから、公民館部会または、それに類する部会を設置し、住民自治協議会の直接事業として行います。

### 住民自治協議会【組織モデル】



|       |  |
|-------|--|
| 運営委員会 | 各部会との事業調整のほか、地域課題解決の為、策定した地域計画の事業進捗を管理する。              |
| 自治会部会 | 基本協定に基づく業務の履行及び地元調整、行政情報の共有。自治会間での事業調整。                |
| 公民館部会 | 生活や文化など学習の機会を幅広く提供し、生涯学習や地域の交流に関する事業を検討、立案(予算)し、事業を行う。 |
| 〇〇〇部会 | テーマに沿った地域の課題を洗い出し、地域課題を解消するための事業を検討、立案(予算)し、事業を行う。     |

## 住民自治協議会で取り組むメリット

身近な課題(地域の困りごと)を市役所へ要望するよりも素早く、解決

- 地域の判断で決定
  - ◆ 市が行う場合は、市域全体を見て決定

納得して、解決

- 地域の中で優先順位を決定
  - ◆ 市が行う場合は、市役所で優先順位を決定



## 住民自治協議会設立の背景

近年、**社会を取り巻く変化**により、行政による画一的な公共サービスでは地域課題の解決や要望に応えることが難しくなってきました。

いろいろな問題が出てきているよね



- 超高齢化
- 人口の減少
- 頻発する災害
- 働き方の変化
- 世帯単位から個人単位

これからの地域は「密」な関係が必要だね!

- 地域間のつながり(広域化)
- 地域の助け合い
- 地域の絆
- 地域の活動の継続



住民自治協議会は、地域づくりにおいて「自助、共助、公助」における共助を地域で担い、地域が一体となって多様な地域課題の解決や、地域の特性を生かしたまちづくりを自律的に進める地域づくり組織です。

## 松阪市地域づくり組織条例

### 前文(抜粋)

人口減少や少子高齢化など社会情勢が変化していく中、地域には多種多様な課題が生じてきており、地域が主体となった活動の活性化は住民生活にとって必要不可欠なものとなっています。

### 住民自治協議会の役割

- 第5条 住民自治協議会は、地域に愛着を持ち、地域課題について地域でできることを主体的に考え、その解決への取り組みを地域計画として策定し、積極的に推進するものとする。
- 2 住民自治協議会は、地域活動の質を高め、地域づくりの担い手の発掘や人材の育成を進め、継続して地域づくりの推進に努めるものとする。
  - 3 住民自治協議会は、基本協定を遵守し、地域づくりの推進に努めるものとする。

## 住民自治協議会で行う取り組み

地域によってその土地ならではの特性があり、その地域に必要なことは、必ずしも同じではありません。

住民自治協議会では、さまざまな世代に渡って住民同士が話し合い、幅の広い協働関係の中で、地域の未来を考え、さまざまな事業活動を行います。



- ・ 世代間の交流ができる地域イベントの企画実施、公民館活動(生涯学習)
- ・ 生活支援、高齢者福祉(買い物支援や交通手段の確保)
- ・ 子育て(福祉、学校と一緒にのり見守り)
- ・ 健康づくり(軽スポーツやウォーキングなど)
- ・ 自然環境の維持(河川など清掃活動)
- ・ 情報発信

